

平成26年第5回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成26年12月9日（火曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（17名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	舩渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	17番	大西徳三郎
18番	鵜飼静雄		

---

欠席議員（1名）

16番 上谷政明

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	市民環境部長	片岡俊明
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得	小野島広人	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	岡崎誠	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山田寿成		

---

## 開議の宣告

### ○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

議席番号16番 上谷政明君から欠席届が提出されており、本日の会議を欠席いたしますので、報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場면을放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議長（黒田芳弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号15番 後藤壽太郎君と17番 大西徳三郎君を指名いたします。

---

### 日程第2 一般質問

#### ○議長（黒田芳弘君）

日程第2、一般質問を行います。

1番 堀部好秀君の発言を許します。

#### ○1番（堀部好秀君）

おはようございます。

今回は、おととしの安全・安心なまちづくりに関連しまして、3点通告に従って質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1番目に、交通安全対策についてお聞きします。

10月に本巢市の各地域で、交通安全の法令講習が行われました。私も糸貫地域の法令講習に出席し、北方警察署の交通課長さんのお話を聞かせていただきました。その中で、25年度、本巢市は岐阜県の交通事故の居住市町村別統計によると、人口1,000人当たりの交通事故加害者率が、42町村ある中で悪いほうから9番目、またことしの上半期に至っては5番目と、決していい状況ではないというふうにお聞きをしました。

隣の北方町が一番悪いということで、私も以前北方警察署の評議員をさせてもらったことがありますけど、その当時から北方町が悪いというふうにお聞きしておりました。また、そのときも本巢市、瑞穂市、つまり北方警察署管内の全ての市町が加害者率が悪いというふうにお聞きをしておりました。北方町は、ことし汚名返上ということで、まちぐるみで交通安全に取り組みられ、上半期、

今暫定なんですけど3位と、悪いながらも成果を上げているように思っております。

また、北方警察署のホームページを拝見させていただきますと、北方警察署管内の交通事故多発場所が8カ所載っていますが、その中に本巢市の場所はありません。ということは、本巢市内の外部要素が加害者率を上げている原因ではなく、運転者本人によるものだと思っております。ということは、運転者に交通安全を呼びかければ、もっと加害者率が下がるように思われますが、本巢市において交通安全対策として何を行っておられるのか、お聞きします。よろしくお願ひします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

**○総務部長（神谷義幸君）**

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

本市の交通安全対策につきまして、主な対策としましては、自動車運転者の交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図るために、毎年市内4カ所で交通法令講習会を開催しております。今年度は945人の方が受講いただきました。

次に、子どもたちの事故防止対策としまして、子どもたちに車社会に順応する知識を身につけさせるために、保育園、幼稚園、幼児園、小・中学校において、警察官、交通指導員による交通安全教室を実施しております。このほか、幼児、小学生を対象に、交通事故を体験することができる歩行者シミュレーションやオリジナル反射材づくり等を体験することができる交通安全フェアを年に2回開催しており、1回当たり100人から200人程度の参加がされております。また、乳幼児のシートベルトの着用徹底を図るとともに、子育て世代の経済的負担を軽減するため、チャイルドシート等の無料貸し出しも実施しております。平成25年度末現在、274台を貸し出ししているところでございます。

次に、高齢者の交通事故被害防止対策としまして、毎年1回、交通安全大会を開催するほか、毎年、交通指導員と警察、交通安全協会と連携いたしまして、高齢者世帯を訪問し、交通安全や防犯に対して注意喚起するとともに、その場で反射材を高齢者の方の靴に張りつけさせていただいております。なお、平成25年度は61世帯を訪問させていただいております。

次に、各自治会から提出されました通学路における危険箇所及び交通安全協会から提出されました地域の危険箇所につきましては、市の関係課、県及び警察が合同で点検及び対応策を協議し、優先度の高いところから対応させていただいているところでございます。

今後も一層の交通事故防止に向けまして、警察や交通安全協会、学校、幼児園、老人クラブ、地域等の関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

**○議長（黒田芳弘君）**

堀部好秀君。

## ○1番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

今の御回答を踏まえて、次の質問に移らせていただきます。

最近、自転車の事故が急増しているとお聞きしております。以前、自転車といえば、学生さんや老人方が乗る乗り物だという認識が強かったんですけど、最近は趣味で乗られる方も多く、私もそのうちの一人で、先日も彦根城まで自転車で行ってきました。

自転車に乗っていると、なかなかいろんな面で難しい乗り物だなあというふうに思っております。自転車は車両なので、基本的には道路の左端を走るものとなっておりますけど、車道を走っていると車に邪魔にされ、自転車も走ってもいい歩道を走っていると、今度は歩行者に邪魔にされます。確かに、無灯火や逆走、また信号無視など、マナーの悪い自転車もたくさん目につきますけど、法律や環境、道路交通法や道路が自転車に合っていないような気がします。

例えば、自転車はベルが義務づけられておりますけど、これは車のクラクションと同じことで、見通しの悪いところ、危険箇所について鳴らすように定められていて、決して歩道を通って歩行者に鳴らすものでありません。ですけど、自転車のベルを鳴らして、危険箇所で車に聞こえるとは私には思えませんし、また進路変更のときに、自転車も車両なので合図をすることになっております。または、進路変更が終了するまで合図を継続することになっておりますけど、自転車の場合は大体手信号ということになっております。しかし、片方の法律で、片手運転が禁止されております。一番危ない交差点で片手運転をなさいというふうに道路交通法によるものとなるわけございまして、片手運転が禁止されているので、今、傘を持っての運転とか、携帯電話の運転が禁止をされているということとなっております。

また、最近、ことしだと思っておりますけど、三橋南の交差点の進路標識が変更されました。モレラ岐阜の東南にありまして、国道303と157の分岐する交差点なんですけど、大変交通量の多い交差点なんですけど、以前は北進する車線が直進と左折車線で1車線、それからあと右折専用車線で1車線の計2車線ありました。それが変更されまして、左折車線、直進車線、それから右折車線と3車線になっております。この場合、自転車は車道の左端を走るようになってはいますが、どの車線を走ることになるか、皆さんおわかりでしょうか。いろいろ調べましたところ、左折車線を走ることになっております。たまに見ていると、直進車線をそのまま走っている自転車も見かけるわけですけど、道路交通法上は左折車線を走ることになっており、左折の進路表示は自動車用ということとなっております。

北方警察署のほうでは、自転車をおりて横断歩道を渡るように指導しているというふうにお聞きしておりますけど、これがまた難しいふうになってきますと、この交差点を南のほうに行きますと21号バイパスの交差点にかかりますけど、そこの交差点に行きますと、南進する車線で、これも3車線あるんですけど、左折車線のほうに青信号になる前に青の矢印が出ます。そうすると、直進する自転車は、当然直進なのでとまっておりますが、左折する車がどんどん通行するというところで、自転車は青信号になってからその車線を真っすぐに行くことになるんですけど、なかなかこれが難

しいなあというふうに思います。また、そのところには横断歩道がありませんので、おりて自転車で渡るということもできません。

以上のように、いろいろほかにも道路交通法上、自転車に矛盾しているなあというところが多々あると思っております。

また、最近では、交通弱者と言われてきました自転車も加害者側となり、死亡事故も起きており、高額な慰謝料を払うケースも多く見られるようになっております。そういう意味で、自転車に乗る人にも交通安全教育が必要だと思っておりますが、先ほどの御回答の中にもありましたけど、小学生を含む学生さんは学校で教育を受けます。また、高齢者は回答のほかにも、高齢者大学やふれあいサロンでそういう教育を受ける機会があると聞いておりますし、免許を持っている方は、先ほどの法令講習で教育を受ける機会があります。それでは、一般の免許を持っていない方は、どこで教育を受けるのでしょうか。市のほうでお考えがあれば、お聞きしたいと思います。よろしく願います。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

**○総務部長（神谷義幸君）**

それでは、自転車に対する教育についてお答えさせていただきます。

近年の交通事故におきましては、自転車に関連する事故が全交通事故の2割を占めております。交通事故に関与した自転車運転者のうち、法令違反がなかったものは3分の1にとどまっている状況でございます。こういった状況から、交通事故が自転車運転者に起因するものも多いと思われております。

本市では、先ほど言われましたように、子どもたちが自転車運転の正しい知識と技術を身につけられるよう、保育園、幼稚園、小・中学校において自転車運転教室を実施しております。また、先ほど言われました高齢者の方が被害に遭わないように、高齢者大学や老人クラブ等においても、自転車運転教室を実施している状況でございます。

このような自転車運転教室は各地で実施されているところでございますが、依然、自転車運転者の法令違反による交通事故が多発していることから、平成25年6月14日に道路交通法の一部が改正されまして、平成25年12月1日より、警察官による自転車の検査、応急措置命令、道路左側路側帯通行の限定などが規定されたところでございます。

なお、このほか、来年6月までに施行を予定している対策といたしまして、違反行為を繰り返した自転車運転者に対しましては、講習の受講が命令され、一定期間内に受講しなかった場合は5万円以下の罰金に処せられることとなります。

この改正の内容については、警察により既に周知されておりますが、市でも広報紙への掲載や交通安全教室などの機会を捉えて、市民の方へお知らせしたいと考えております。一般の方の自転車の運転注意というのは非常に難しゅうございますが、自転車販売店や企業などにも自転車運転のマ

ナ一向上を呼びかけていただくよう働きかけていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

大変難しいことだと思っておりますけど、罰則規定もありますし、繰り返し指導教育を呼びかけていただけるようお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

災害時の避難所についてお聞きします。

本巢市には、災害時の避難場所、避難所が指定されており、私たちがそれをもとにして避難訓練を行っております。私たちの自治会は、避難所は県立本巢松陽高校となっております、避難訓練のときに、ここが避難所になっているけど、ここの体育館の鍵は誰があげてくれるんだろうというふうな話になりました。ほかにも、市の施設以外の避難所としては国立岐阜高専がありますが、それを含めて市内には31カ所の避難所があり、そのうちの21カ所については、避難物資、食料を備蓄するよう本巢市地域防災計画に記載してあります。ということは、残りの10カ所の避難所には備蓄をされないということになります。また、25年度、26年度は、市内の12カ所の小・中学校に救援物資を備蓄するようになっております。

計画書に載っているほかの避難所への備蓄は、いつになるのかわかりません。また、災害はいつ起きるかわかりませんし、どんな規模で起きるかもわかりません。最近は想定外とか、記録的などか、過去の経験からははかれない規模の災害も頻繁に起きており、本巢市の全地域が一度に被災しないとは誰にも断言できません。備蓄が間に合わない場合、備蓄されていない避難所への救援物資についてどう考えておられますか、お聞きします。また、あわせて市の施設以外の避難所への管理体制がどうなっているかをお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

防災資材、食料が備蓄されていない避難所への災害の対応及び市施設以外の避難所の管理についてお答え申し上げます。

防災資材や食料につきましては、本市の地域防災計画に基づきまして、計画的な配備を進めているところでございます。平成23年度には、各小・中学校に防災備蓄倉庫を設置し、水や食料、トイレなどの資材を順次配備しております。地域防災計画に基づく備蓄数は、小・中学校だけでなく、全ての避難所への避難者数をもとにして、大規模地震が発生したときの避難者の想定数から算出しております。災害発生時には、各小・中学校の備蓄品を各避難所の避難者の数に応じまして市

職員が配付することとしております。備蓄品のない避難所への避難者の方にも食料等が行き渡るよう配備しております。

次に、市の施設以外の避難所の管理についてお答え申し上げます。

原則、本市の指定する避難所は、市有の公共施設としておりますが、本巢松陽高校及び岐阜高専につきましても、体育館を避難所として指定しているところでございます。この避難所につきましては、災害時における学校開放に関する覚書を締結しておりまして、毎年開放責任者、開放副責任者及び鍵の保管者が専任されまして、市へ御報告をいただいている状況でございます。

市が住民を避難させる場合、開放責任者に対しまして、施設等の開放を要請することとなっております。

なお、施設管理については、各学校において対応いたしまして、避難者への対応におきましては市で行うものとしております。今後も、本覚書に基づきまして、災害発生時の避難生活を送る指定避難所として利用してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

〔1番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

ただいま、小・中学校の備蓄物資を避難所へ配付というふうにお聞きしましたけど、東日本大震災のときにも、被災地の中にも備蓄物資のあるところにはあって、道路が通れないため、ほかの地域に運べないというふうにお聞きをしております。災害時に配付という手段をとられるようでしたら、運搬経路の確保を確認しておいてほしいと思っております。また、市以外の施設についても毎年確認をしているということで安心しております。災害時には、遅滞なく避難所が開設できることを期待しております。ありがとうございました。

それでは、3つ目の質問に移らせていただきます。

防犯対策についてお聞きします。

私は、時々夜ジョギングをしているわけですけど、たまたま席田北部公園前を走っているときに、ここにトイレがあるんですけど、この緊急を知らせる赤色灯が壊されたのか、破損しておりました。本巢市の公園のトイレには赤色灯があるところとないところがあり、どういう基準でついているのかはわかりません。多分、新しいトイレには全部ついているんだろうというふうに思っておりますけど、壊れているよというふうに市に報告しましたところ、公園だから産業建設部の管轄だというふうに最初言われて、いや、あれは運動公園だから教育委員会の管轄だというふうに教えていただきました。

また、その帰り道、ある通学路の街路灯が消えておりましたので、これも市のほうに報告をさせていただきますと、総務部の管轄だと。また、いや違う、そこは通学路だから教育委員会の管轄だ

というふうにおっしゃられ、よくよくお聞きしますと、道路にある街路灯については産業建設部、防犯灯については総務部というふうに管轄が分かれているというふうにお聞きをしました。

きのうも舩渡議員の一般質問の中で、市の道路や施設の破損状況を行政に報告するというお話がありましたけど、ああいうシステムができればいいと思うんですけど、現状でいきますと、どこの部署に連絡すればいいのか、市民には大変わかりにくいんじゃないかなあというふうに思っておりますけど、なかなか対応するのに専門的知識が要る場合もあり、個々の部署で直接対応するほうが都合がいいというふうにお聞きしておりますので、それもそうかなあというふうに思っております。

ところで、この赤色灯ですけど、点灯されると直接警察署のほうに通報が行くというふうに思っている市民も多いようですけど、そんなことはなく、赤色灯が点灯しているのを見つけた誰かが何らかの対応をしないといけないことになっております。実は、私の自宅の前にも北方町の公園があり、そこにもトイレがあって赤色灯がついているわけですけど、ある晩、帰ってくるとそこが点灯しておりました。何かあったのかなあというふうにドアをあけてみたところ、誰もいなくていたずらのようでしたけど、ここはたまたま多目的トイレとなっておりますので、私も見に行きましたが、これが女子トイレが点灯されている場合だとなかなか見に行くのも難しいなあというふうに思っております。

警察に連絡すればいいんですけど、大抵はいたずらだと思いますので、ためらうことも多いと思われまして、警察署に聞いてみましたら、そんなものは通報してくれれば、私のほうで見に行きますから遠慮なくどうぞというふうにはおっしゃってもらいましたが、そういうときにはやっぱり所有している行政、市のほうに連絡したいというふうに市民の方は普通は思われるんじゃないかと思っております。ところが、どこが管轄しているかわからないということで、赤色灯については何も対応策というか、連絡先も書いていないし、そういうのを掲示してもらえればちょっと役に立つんじゃないかなあというふうに思っております。

また、ことしの夏、糸貫川プールにおいて、流水プールがあるんですけど、その中で女子児童がさわられたという迷惑行為が疑われる事案があったというふうに聞いております。混雑している流水プールの中で、故意か偶然かわかりませんが、そういうことがあったと、子どもさんがうちへ帰って家で親御さんに言うそうです。親御さんが心配して、教育委員会のほうへ連絡をして、教育委員会は警察のほうに通報する。警察のほうは、通報されても現行犯ではありませんし、後から聞いても何ともできないということをお聞きしましたけど、そういう報告が複数件あったというふうに警察からお聞きをしております。

もちろん犯罪行為ですので、専門の警察に任せたほうがいいとは思いますが、行政で対応できることもあると思っております。水の中のことでですからなかなか見えにくく、監視員がおりますけど、そこまでチェックするということは大変難しいと思っておりますが、例えばそういう迷惑行為があると疑われる場合は事務所に連絡するよう掲示し、また場内放送で接触に注意と放送すれば、ある程度の抑止効果が得られると思っております。実際に、今プールのほうには撮影禁止という張り紙がロビーにはしてあります。

また、市が委託している安全推進対策監という方が見えると思うんですけど、その方にプールサイドをパトロールしてもらうことも効果があると思っております。しかしながら、安全推進対策監は総務部にしかお見えにならないし、そういった情報も各部署で個別に対応しているというふうになっておりますので、なかなか総務部のほうまで届いていないようです。

また最近、三橋に前、開放倉庫というところがあったんですけど、ここが火事になって今空き家になっておるわけですけど、ここにいわゆるホームレスが住みついて、近くのコンビニからごみ袋のままそこまで持ってきて、そこで何か食べられるものを物色していると。そのごみはそこに放置したままだというふうに環境面が地域の方が心配してみえましたが、これをどこに連絡していいかわからないというふうにお聞きしております。

本巢市の総合計画によりますと、各関係機関が一体となった防犯体制を強化するというふうに書いてあります。今、本巢市は防犯計画についてどう考えているのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

**○総務部長（神谷義幸君）**

それでは、現在の本市の防犯体制についてお答えさせていただきます。

本市では、平成21年度より、警察官OBを生活安全対策監として設置しております。日ごろから警察との情報交換も行っております。問題事案が発生し、各課から要請があれば、警察と連携を図りながら対応に当たっているところでございますが、各施設の防犯対策につきましては、それぞれの所管課で対応している状況でございます。

具体的には、不審者情報があった場合は、事案を認知した各学校や園等から、総務課を初め幼稚園、幼稚園、小・中学校、公民館及び保護者、情報共有を希望する自治会長等に情報を発信し、注意喚起を図っております。また、空き巣や振り込め詐欺等の情報が寄せられた場合には、総務課が該当地域に対して、防災行政無線、または回覧板を活用して注意喚起を行っております。

このほか、市民生活の安全に関する問題の発生状況や解決策等に関して広く協議を行うために、自治会やPTA、消防団、民生児童委員等の代表者で構成されております本巢市生活安全推進協議会を設置し、警察から犯罪の発生状況についての報告、留意点等の指導を受けております。安全で住みよいまちづくりのために啓発活動を実施しております。

今後につきましては、犯罪に関する諸問題を各部署が情報共有することが大変重要なことと考えておりますので、庁議、幹部会等において情報交換を速やかに行うとともに、警察など、関係機関との連携強化を図りながら、犯罪防止に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

**○議長（黒田芳弘君）**

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

ただいまの回答にありました本巢市生活安全推進協議会ですけど、この協議会のメンバーに行政が入っていないんですね。これがちょっと気にはなっておりますけど、これからは情報共有していくということですので、協議会にどんどん情報提供をしてもらって、さらに本巢市の治安がよくなって、安心・安全なまちになることを期待しております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

続きまして、2番 江崎達己君の発言を許します。

○2番（江崎達己君）

おはようございます。

発言通告によりまして、3点について一括方式にて、市民の代弁者として質問をさせていただきます。前向きな答弁を期待しながら質問をさせていただきます。

先日、全国都市財政年報の基本データが発表されました。全国709の都市、そして23の特別区の決算状況が発表されました。決算状況を見ますと、例えば投資的経費比率では、我が本巢市は54位でありました。比率は21.08%ということで、私たちに9月の決算議会でも報告がありました。市民憲章に基づき、藤原市政のマニフェストの進捗が進む中だとも思いました。

そこで第1点目、子ども議会の開催について質問をします。

県内の都市では、教育の一環として、小学生の高学年及び中学生による子ども議会が夏休みを利用して開催されております。お隣の瑞穂市では11回開催されております。また、岐阜市では12回実施され、毎年の開催により、教育的成果も上げられているようです。

ここに、岐阜市なり瑞穂市の資料をいただきました。これは、市長さん、教育長さんと子どもたちが一緒に議場での記念写真を撮ったのがあります。また、岐阜市では、中央青少年会館の玄関に入った入り口に、この議会のことがずうっと写真パネルにして紹介されておりました。それからまた、瑞穂市の教育委員会の担当課長さんとお話をしましたら、子ども議会に対する自信に満ちた御説明がありました。ああ、いいものだなあというふうに感心して帰ってきました。

ちなみに、こういった子ども議会に経費はどれぐらいかかるんですかとお尋ねをしましたところ、子どもたちに対する交通費だとか、作成するための事務的経費で大体年間2万円かかると。「2万円ですか」と私は言いました。「はい。実費弁償で、子どもたちがバスに乗ったり、場合によってはタクシーであれしたりすることがあって、その程度の交通費とほんの事務的経費で済みます。昨年は1万5,000円ほどの予算でした」ということを言いました。ああ、そうですかと感心して聞きました。そこで、本巢市でも、こういった教育の一環として、子ども議会の開催に向けた取り組みを行ってはどうかということをお聞きしたいと思います。

第2点目、公共施設の整備について。

この質問は、市民の方の意向もあり、今回一般質問をさせていただきます。

合併以降、本巢市でも、市民のニーズにより公共施設の整備が図られてきました。そうした中で、第1点目でございます。この本庁舎の南側に整備されました多目的広場かがやきドームの費用対効果を図るため、有効的に活用するとして防雨対策、防雨ネットの設置をし、冬場等の利活用の向上を図ってはどうかということでございます。かがやきドームは、スポーツ団体やイベントといった多目的に広く利用されています。しかし、冬場は余り利用されておりません。利用者からは、冬場は日差しも入らず、風が少し吹いただけで寒いし、それで余り利用しませんと。まして、雨などが降れば、降り込んでくるので、何とかしてほしいという要望がされました。

市民の目線、利用者の目線から、対策の一つとして、簡易的なカーテン式の防雨ネットを設置すれば、比較的経費はかからなくてもこういった対策がとれるのではないかと思います。所管する教育委員会事務局長さんの御所見をお聞かせください。

2点目、運動場等の利活用ということで、有効的なトイレの設置を図ってはどうか。先ほど、堀部議員からもちょっとトイレに関することもありましたが、例えばの一例でございます。真正地区の真桑地区には、真桑小学校の運動場と市民運動場ということで併設されております。この運動場には築数十年前のトイレがあります。このトイレは、老朽化とともに、とても快適とは言えないものではないかと思っております。

公共施設のトイレは、その都市の文化水準を示すものとも言われております。生活水準とか、文化水準というんですか、とも言われております。トイレは、健全で衛生的なものではなくてならないという重要な附帯的な公共施設です。利用者の利便性を図る必要があり、整備が望まれます。これも、教育委員会事務局長さんの御所見をお聞かせください。

大きな3点目でございます。最後の3点目でございます。

道路等の維持管理の一策として、岐阜県では、県道等の維持管理として、欠陥箇所改善、事故の防止、災害対策など、多面的に維持管理の向上を図るため、平成21年9月から、社会基盤メンテナンスサポーターを委嘱し、維持管理の向上に努めておられます。県内では、960名ほどのメンテナンスサポーターが委嘱されております。そのうち、本巢市には20名の方がサポーターとして活躍されております。

岐阜県に伺いますと、岐阜県土木管内では年間約200件ほどのメンテナンスサポーターからの報告があるそうです。こうしたサポーターの報告により、順次整備がされ、実績を上げられているということでございます。各地域の自治会長さんからの報告と合わせて、本巢市でもメンテナンスサポーターを委嘱した取り組みを図ってはどうか、産業建設部長さんの御所見をお聞かせください。

以上、3点について質問させていただきました。

**○議長（黒田芳弘君）**

1項目め、子ども議会の開催についての質問の1. 本市でも教育の一環として子ども議会を設置し、開催に向けた取り組みを行ってはどうかの答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

**○教育長（白木裕治君）**

それでは、1つ目の、本市でも子ども議会を設置し、取り組みを行ってはどうかということについてお答えさせていただきたいと思います。

議員御提案の子ども議会でございますけれども、岐阜地区、確かに8つ教育委員会があるわけでございますけれども、そのうちの、お話がございました瑞穂、そして岐阜市、この2つで子ども議会が行われているわけでございますが、この目的でございますけれども、市議会の仕組みを学ぶということが1つございますし、それからもう1つは、自分たちのまちづくりに参加したり考えたりする、そういう機会を持つということで、私も大変この取り組みにつきましては、議員と同様に、教育の一貫として大切な取り組みであるというふうには考えてはいるわけでございますけれども、そういうことも含めまして、本巣市におきましては、今のまちづくり、さらには子どもたちの自治力、そしてリーダー性をあわせて育てていくということを目的に、かわるものとして、6年前から、市内の全小・中学校それぞれの代表が一同に集いまして、児童会・生徒会サミットというものを実施しているところでございます。

そのため、今回、御提案をいただきました新たに子ども議会を別枠で設置するというにつきましては、今行っている児童会・生徒会サミットの充実ということで、今後も取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

もう少し紹介をさせていただきたいと思います。

この小学校の児童会サミットでございますけれども、市内各小学校の児童会が中心となりまして節電、そして節水、自分たちが学校生活の中で工夫してできることを考えて、子どもたちが主体となって、さらには家へ戻って、家庭や地域でも取り組みを広げていくことを願いまして、環境保全、さらには維持、こういうことにつながる実践ということで充実させてきたところでございます。また、中学校の生徒会サミットでございますけれども、子どもたちがリーダーとしての志を持って生きることの大切さを学んで、そしてふるさと本巣市が一体となることを願いまして、自分たちだけではなくて、地域の方々にも御協力をいただいて活動できる取り組みを考えて、提言をしてきたところでございます。

そして、3年前からでございますけれども、市長さんと語る会を位置づけさせていただきまして、市長さんにもまちづくりの提言をさせていただいたり、市長さんから市のリーダーとしての考え方を生徒たちに聞かせていただいたりするなどして、取り組みを充実させてきたところでございます。

その結果、自分たちだけではなく、地域の方々と取り組む身近な川の清掃活動、これは根尾川愛掃活動と言っておりますけれども、これを夏休みに市内全中学校区で一斉に実施をしたり、市内の福祉施設にヒマワリの種を配って育てる活動を通して施設の皆さんと心の交流を広めたりするなど、自分たちで提言したまちづくりの取り組みを地域の方々と一緒に実現させていただいているところでございます。

このように、子どもたちが主体となって地域の方々とともにまちづくりを願って活動する児童会サミット、そして生徒会サミット、この6年間の取り組みが県のほうでも認められまして、ことしの、つい先日でございますけれども、11月11日に県の表彰をいただいたところでございます。今

後も、議員からいただきました御提案の趣旨も含めた児童会・生徒会サミットの活動を一層発展させる方向で取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。  
以上でございます。

**○議長（黒田芳弘君）**

2項目め、公共施設の整備についての質問の1. かがやきドームの費用対効果を図るため、有効活用として、また風雨対策として防雨ネットを設置し、冬場等利活用の向上を図ってはどうかと、  
2. 運動場等の利活用として、有効的なトイレの設置を図ってはどうかの2点についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

**○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）**

公共施設の整備について、2点御質問をいただいております。

まず、1点目のかがやきドームの費用対効果を図るため、有効活用として、また防雨対策して防雨ネットを設置し、冬場等の活用の向上を図ってはどうかについてお答えさせていただきます。

本巢多目的広場のかがやきドームは、雨天時におけるスポーツ、イベント等の多目的に使用できる施設として整備し、各種イベント、グラウンドゴルフ等の団体など、年間を通して多くの方に利用していただいているところであります。

防雨ネットを設置し、冬場等の利活用の向上を図ることにつきましては、防雨ネットを既存の施設へ新たに設置するためには、構造計算をし直すなど多くの費用がかかりますので、今後、調査・研究してまいりたいと考えます。また、議員御提案の通常の雨や風を防ぐ程度の簡易なものにつきましても、隣接施設との一体的利用を損なわないカーテン式の簡易なものが設置できるか、研究してまいりたいと思います。

2点目の運動場の利活用として、有効なトイレの設置を図ってはにつきましては、市内の学校及び社会体育施設の運動場等には、常設のトイレを整備しております。利用者の状況により、さらなる利便性を図るために簡易トイレを設置しているところであります。今後、トイレの設置につきましては、施設の老朽化等により再整備や増設が必要な箇所につきましては、防災対応や高齢者など、弱者に配慮した施設を計画的に整備してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

3項目め、道路等の維持管理等の一環としての質問の1. 本市でもメンテナンスサポーターを委嘱した取り組みを行ってはどうかについての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

**○産業建設部長（大熊秀敏君）**

メンテナンスサポーターを委嘱した取り組みについてお答えをさせていただきます。

岐阜県で実施されています社会基盤メンテナンスサポーター事業は、安全で快適な道路交通を確保するため、公募により応募された一般県民にボランティア活動として、道路施設の簡単な点検や

落石、穴ぼこなどの道路情報の提供をしていただくものでございまして、先ほど議員おっしゃいましたとおり、県民との協働事業として、平成21年度から取り組まれているものでございます。現状では、本年10月末時点で、県下で958名の方が県から委嘱をされておりまして、このうち、20名の方が本市内を活動区域にされているとお聞きしているところでございます。

さて、本市の道路管理につきましては、幹線道路から生活道路まで合わせて約681キロメートルを所管しておりまして、職員による道路パトロールを定期的を実施しておりますが、職員数や時間も限られていることから、一部の幹線道路にとどまっており、莫大な延長の道路管理に苦慮している現状でございます。一般に、道路管理とは、基本的に道路管理者みずからが定期的な施設点検や道路パトロールを実施することにより維持管理していくべきものと考えますが、これらの県で取り組まれている制度は、一般の方々の力をおかりすることで、道路の異変をより早く知り、より早く対応することが可能となり、これらを起因とする道路事故の未然防止や道路損傷の拡大防止に資するとともに、結果として、住民サービスの向上につながる大変有効な制度であると考えております。

本市といたしましても、これまでも120の自治会や一般市民の皆様から情報提供をいただき、対応をまいりました。莫大な延長がある市道をより綿密かつ適正に維持管理していくためには、これまで以上に市民の皆様と一体となって、体系的に取り組むことが重要であると考えております。このため、今後は、まちづくりパートナー制度の一環として取り組むべく、県の社会基盤メンテナンスサポーター事業も参考にしながら、その仕組みや運用方法について調査、研究してまいり所存でございます。よろしく申し上げます。

[2番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

江崎達己君。

○2番（江崎達己君）

一通りの御回答ありがとうございました。行政側の回答ということで、それなりだなという感想も思いました。

再質問ということでございますが、子ども議会について、子ども議会の開催を通しまして、市政の様子や市議会の取り組みについて子どもたちが理解し、将来、私は議員になりたい、議員になり、本巣市をもっとよくしたいという子どもを育てていきたいと思っております。そういった趣旨の子ども議会の実施についてどうか、再度教育長さんにお尋ねします。

それから2点目、メンテナンスサポーターについてでございますが、調査・研究されるということですが、今後どのようにしていかれるか、再度産業建設部長さんにお尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

それでは、再質問の1項目め、子ども議会の開催についての再質問について、教育長に再答弁を求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

それでは、再質問ということでございますので、お答えをさせていただこうと思います。

将来、議員になりたい、市長になりたいとか、こういう思いを子どもたちに持ってもらうこと、これは自分たちのまちを考え、そして自分たちの手をつくっていくということから考えてまいりますと、本当に究極目指すところであろうというふうに思うわけでございます。

市政への関心という点につきましては、先ほども申し上げましたように、子どもたちがふるさと本巢市につきまして本当に主体的にかかわっていく、このことを通してつくり上げていくものだというふうに思っておりますし、議会の仕組みも学んでいくことも大事なことだというふうに思っているわけでございますが、この議会の勉強でございますけれども、小学校では6年生の社会科で行っているところでございまして、また中学校でも3年生の公民で勉強をしているところでございます。

3年生になりますと、市議会ということから、さらに国政ということで勉強をしているわけでございますけれども、こういう授業で学んだこと、そして議員お話しになってみえることは、そういうことを実践を通して学ばせてはという御提案だというふうに捉えさせていただくわけでございますけれども、さらに学校のほうではキャリア教育ということで、いろいろな職業を学ぶということも行っております。そういう中で、政治家、議員さん方のお仕事というのはどういうものなのかということも勉強しているところでございますので、できればそれを全部の子どもたちに勉強させてやるということも大事ではございますが、いかんせん人数的に限られるものでもございますので、同様の願い、そのような願いも含めてでございますけれども、本市で行っております児童会・生徒会サミットの中で実践をさせていただければと、そんなことでお答えにさせていただこうと思っておりますが、どうかよろしく願いいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

続きまして、再質問の2点目、道路等の維持管理等の再質問について、産業建設部長に答弁を求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

**○産業建設部長（大熊秀敏君）**

先ほど御答弁させていただきました中に、まちづくりパートナー制度の一環として取り組むべくということで、今、来年度の予算時期でございますので、確定的なことは申し上げるわけにはいきませんが、県の取り組みも研究させていただきまして、来年度試行的にメンテナンスサポーター制度に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

〔2番議員挙手〕

**○議長（黒田芳弘君）**

江崎達己君。

**○2番（江崎達己君）**

子ども議会については、本巢市が第6回ですか、生徒会サミットとか、そういうのをやっている

ということで、表彰も受けられたということで、これにつきましては1回、2回と、再質問まで踏まえて教育長さんの自信に満ちた答弁でしたので、もうしばらく様子を見ていきたいと思っています。

それから、全般的には前向きな、調査・研究していくとか、来年度に向けてというようなこともありましたので、この程度にしておきたいと思いますが、最後のまとめとして、現在の政策がこれでよいのかということで、続けていくだけではなく、新たな政策を立てていかなければならないと思います。これでよしというだけじゃなしに、常に前向きに政策を立てていただくのを期待して、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

ここで暫時休憩といたします。再開は10時20分とさせていただきます。

午前10時04分 休憩

---

午前10時20分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開をいたします。

続きまして、3番 鏝本規之君の発言を許します。

○3番（鏝本規之君）

それでは通告に従って、順次質問をしていきます。

1番目は、真正中学校のグラウンド内にある土地の問題と申しますか、雑種地のことについて伺いをいたします。

真正中学校のグラウンドの南、一番東に当たるんですけども、そこに樹木が生えた雑種林というのか、そういうものが約500坪近くあるのではないかなあというふうに思っておりますけれども、そのところのことについてなんですけれども、卒業生の方やら、父兄の方やら、いろんな方から、あのところを何とか整備できないものかという声が私のところに多く寄せられております。

聞いてみますと、真正中学校ができた当初からあのような形で樹木が入り、また竹やぶ等がそのままになっているというふうに伺っております。なぜ40年以上にわたり、あのような形がずうっと残っておるのかなあということで疑問に思い、私なりに調べてみました。調べてみたところ、そのグラウンドの中の一番南の東にある雑木林のところは、約40坪の土地を除いて全て市の名義となっております。にもかかわらず、四十数年にわたってあのような形になっているのはいかがなものかなあという思いをしております。

私の息子もあそこのOBでございますので、息子からもよく聞くんですけども、非常に運動等をすることによって迷惑をしていると。一刻も早く整備をしてもらいたいというようなことを息子も言っておりました。また、同級生、その他もろもろの方の話もそういうことを伺っております。中には、整備してもいいというなら無償でもやってもいいというぐらい熱い思いをしておられる父兄の方もおられます。

そういう中において、地権者の人と一度会ってお話をすることができました。いろいろ聞いてみますと、40坪の土地を持っておられる地権者の人いわく、あの雑木林は私に権利があるんだというような言い方をしておられました。市の名義であってもそのような言い方をされる。また、市に至っては、どうして開発できないのですかと尋ねたところ、いろいろな諸問題がありましてというような回答でございましたので、その中で、今回この場をかりて、私では手に入れられない、また調べることのできなかつたような書類等があるかと思いますので、1点目として、四十数年にわたりあのまま放置されている、また中学校を建てるときの経緯から今に至るまでの経緯についての御説明をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、土地の所有者と市との過去の経緯についてお答えさせていただきます。

まず、この143平米の土地がなぜできたのか、その経緯につきまして簡単に御説明させていただきます。

昭和44年、旧真正町の南土地改良区住吉工区の圃場整備に当たりまして、真正町は現在の真正中学校、真正公民館付近を公共施設用地として買収、または土地改良地内の町の土地を交換して取得しようとしておりました。議員御指摘の土地所有者の方を仮にA氏としますと、A氏の農地がこの公共施設用地内にありました。その面積は、やや不明な点もございすけれども、6,225平米でございす。そのA氏の土地と真正町有地である土地改良区域内の土地6,081平米でございすが、その土地と交換いたしましたが、交換面積は町有地の面積6,081平米と等積交換を行いました。A氏の土地の面積が6,225平米でございしたので、町有地6,081平米との面積の差が144平米となりました。1平米ほどの面積差はございすけれども、この面積分が現在の下真桑の1011の1の土地143平米の土地でございす。

また、この土地の周辺の雑木林は市名義でございすが、面積は下真桑1011の1の、先ほどの143平米の土地面積も含めまして1,345平米でございす。この雑木林の土地は、今まで御説明した経緯と同じように、登記簿上の面積は6,225平米でございすが、実測による面積は7,426平米となるようでございす。交換した面積6,081平米と実測面積との差が1,345平米となりまして、昭和55年2月1日にA氏と真正町長と交わした覚書にありますように、公民館北側の土地、雑木林となります。

以上、要約しましたが、経緯の説明とさせていただきます。

また、市とA氏との意見の相違についてでございすが、平成16年2月の合併のときにおいて、真正町から引き継がれている事項としまして、問題なしとの認識であると引き継がれております。真正中学校の市有地は市の土地と認識しておりますが、A氏につきましては雑木林である縄伸び分も自分の土地と主張しておみえになり、この点につきまして意見の相違がございす。

以上、簡単でございますが、経過の説明とさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

確認のために1点お伺いをいたしますけれども、今言われました土地というのは、この土地のことですか。要するに、この土地、雑木林は一応市の名義になっているけれども、A氏の縄伸び分だという解釈なのか、この部分のみがA氏の名義であってということなのかということなんです。その中でお聞きしたいのは、市の思いとしては、今言われた1,345の土地が市の名義になっているけれども、A氏の所有する権利を有する土地と思っているのかを改めてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

先ほども申し上げましたが、平成16年2月の合併のときに、真正町からの引き継ぎ事項として、グラウンドについては問題なしと引き継がれておりますので、A氏の小さい面積を除いた雑木林の部分については市の土地と認識しております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

市民のA氏いわく、実測をした面積が7,000平米以上あるよということで、1,300平米分が足りないのではないかということをお述べおられますけれども、市として、実測面積と言われるものを承知しておられるのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

実測面積についてでございますが、過去の書類を見ても、市のほうには存在しておりませんので、その主張については、本人が持ってみえれば確認できますけれども、市のほうには実測というのはいませんので、よろしくお願いたします。

[3番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

それでは2番目に移ります。

真正町時代から四十数年にわたって、約500坪近い土地、40坪が私のものであるけれどもという

ような形で今の答弁の中にもありまして、大分地権者の方、A氏との間で隔たりがあるように思っておりますけれども、どういう形であれ、この40坪の土地はA氏の土地ということになっておりますので、その土地を買って、グラウンドとして広く開発するなり、またA氏が言われているような四百数十坪の土地も含めて開発をして、グラウンドとして整備するというようなことを、今まで過去において、またA氏を含めて、またそういうことに関してお願いをしたことがあるのか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

真正町の時代から現在に至るまで、所有者の方と土地の売買交渉及び賃貸契約などの申し出をしたことがあるかについての御質問でございますが、そのような申し出はしていないと伺っておりますので、よろしくお伺いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

市民の方から、何とかあそこを整備して、運動場として使えないのかと。また、生徒に至っては、野球をするたびに、またサッカーをする都度に、あの雑木林に球が入って難渋をしておるといふうに聞いております。当然そういう声も、市及び教育のほうに届いておるかと思うんですけれども、そういうものが届いていないとするなら、言葉は悪いかもしれませんけれども、耳なし芳一でしたか、何とかと同じように、市民の声が届かないというような市政であっていいのかというふうに思いますので、改めてなぜそういうお願い等ができないのか、またしなかったのかの原因についてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

私の立場といたしましては、A氏との用地交渉を行う立場ではございませんでした。過去からの方に聞いてみますと、そのようなことは知らないということを伺っておりますので、よろしくお伺いします。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

四十数年も前の話ですので、そのときの町長、また職員の方たちとの問題もあろうかと思えます

し、あなたにどうのこうのという意味はありませんので、勘違いのないようお願いをしたいと思います。私の質問は、どうしてやらなかったのか、できなかったのかということなんです。それに含めて、続けて3番目に移ります。議長においてはよろしくお願いをいたします。

地主と言われるA氏と話をしたときに、市との間にいろいろな約束事がなされている、また覚書等が交わされています。土地に対しての交換する契約書等もありましたというようなことでございますけれども、そういうもろもろの昭和55年2月1日付の覚書、また土地に対する賃貸契約書等、また56年においては土地を交換するという形の契約書等がありますけれども、そういうものについての説明と、それに基づいて現に施行されているのかをお尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

A氏との覚書と契約書の存在、その主な内容について御説明させていただきます。

まず、昭和47年6月22日に真正町長と契約と覚書を締結しております。まず契約の内容でございますが、真正町はA氏に、町が所有する土地、これは南土地改良区が指定いたしました一時利用指定地6,027平米でございますが、これを本換地後に登記する。それから、A氏は、さきの登記と引きかえに、町に対して下真桑の土地、真正中学校等用地でございますが、6,227平米でございますが、本換地後に登記する。

次に、同日締結しました覚書の内容について御説明申し上げます。

交換による差額補償金として、町がA氏に対して540万を支払うものとする。その70%は、その覚書取り交わしのときに支払い、残額は昭和47年11月30日、双方が引き渡しをお互いに完了し合ったときに、お互いに仮登記を行い精算する。

次に、昭和55年2月1日に賃貸借契約を締結しております。その内容について御説明申し上げます。

A氏は町に、A氏所有の土地6,225平米を真正中学校敷地として貸与する。賃借料は1反当たり米10俵とし、その年の政府売り渡し価格として算出する。期間は、契約当該年度より、南土地改良区住吉工区の登記完了までとする。この契約書の効力は、昭和50年度からとする。

また、同日に覚書も締結しておりまして、経緯の中でも御説明しましたが、再度その内容について説明させていただきます。

A氏の所有地の実測面積7,426平米のうち、6,081平米は町が所有する土地改良区内の土地6,081平米と交換する。残面積1,345平米は、公民館北側に位置するとなっております。

次に、昭和56年9月23日に交換契約を締結しております。

その内容につきまして、簡単に御説明申し上げます。

A氏が所有する土地、真正中学校等の敷地でございますが、その6,081平米と町が所有する土地改良区内の土地6,081平米と交換する内容の契約でございます。この交換契約に基づきまして、土

地の所有権移転は終了しております。

以上で説明を終わります。

[3番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

いろいろな書類が出てきておるようでございます。当の本人からもいただいた書類等、また配付されている私が手に入れた書類等を見ますと、相当たくさんの書類等が交わされています。わび状等々もありますけれども、そういうものを含めて、何らかの形で市のほうにおいて間違いがあったのではないかなあというように疑われる部分もあるわけなんです。なぜ疑うかといいますと、何も地権者の方から言われることが正しいとするなら、それに従って名義が変わっていなければならないであろうと思っております。

また、この約束事において、公民館の北側に足りない分の1,300云々という土地をA氏が所有するということになっておれば、当然そこに市名義の土地から地権者A氏の名義が変わっていなければおかしいというふうに思っていますし、私がA氏であるとするなら、必ずそれを施行させるように市に申し入れをしますし、聞き入れなければ契約違反ということで裁判所なりに私なら訴えます。にもかかわらずなっていない。

また、市の言われるように、全て市の土地でありますというのであれば、そういう契約事項に基づいて全てやっておられるとするなら、四十数年にわたって開発できないということが、あえてもう一遍言いますが、おかしいなあというところで、私は今回質問に立っているわけなんですけれども、担当者の方、部長になって間もないことですし、四十数年も前のことですので、その当時の片岡町長さんがどのようにやってきたかということもなかなか聞かれないかもしれませんが、もう一度お聞きをいたしますけれども、市としては、契約に基づいて施行をし、今市名義の土地は市のものと断定していいのか、改めてお聞きをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

過去に、その覚書によりまして1,345平米が発生しましたけれども、なぜその当時分筆をかけなかったのか、そこら辺のところは全く不明でございまして、何かいろいろ問題があったのかなあとは推測いたしますけれども、今現在、市名義になっておりまして、真正町からの引き継ぎも問題なしとなっておりますので、市有地としての認識でおるという状況でございます。

[3番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

市の名義という感覚でいるということでございますけれども、前に長屋区の多目的広場の駐車場の開発においても同じような問題が発生しております。そのときに、地権者と言われる方と、また耕作をしている方と、また市の方との思い、それぞれの考え方に相当な違いがあり、どちらが正しいかということがよくわかりませんでしたので、私としては判断をしかねましたので、司法に訴えた市民という形で、裁判所に判断を委ねたことがあります。そのときの判決としては、市名義のものは市のものであるということの判決をいただいております。

それをもとにして物を考えれば、A氏の名義のものはA氏の土地ということになり、市の名義の土地は市のもものとなりますので、四十数年にわたって解決できない問題でありますけれども、市のものというふうの回答でありますので、市のものとして解釈をして、今後どのようにしていかれるのかについて、教育長にお伺いをしたいと思っております。

4番目に移っておりますので、議長、よろしく配慮のほどお願いをいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

**○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）**

これからの対応、方向性についてお答えさせていただきます。

真正中学校グラウンドに隣接する土地につきましては、今までの経過を考えますと、非常に難しい案件であります。法的に解決するしかないと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔3番議員挙手〕

**○議長（黒田芳弘君）**

鏝本規之君。

**○3番（鏝本規之君）**

今の総務部長からの答弁だと、市の所有する土地であるということですが、事務局長の話ですと、そういうことにはならないような答弁だったと思っております。司法に委ねなければならないということなんですけれども、司法に委ねることになると、どういう結論になるかということはおのずと私はわかっているんじゃないかなあというふうに思っております。先ほども言いましたように、市の名義のものは市の財産であるということになるかと思っております。

何をもって司法に訴えなければならないのかの目的について、改めてお伺いをいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

**○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）**

先ほども申し上げましたが、この案件については難しい案件となっております、土地の所有を主張される方との所有権確認訴訟となることの想定をしております。

〔3番議員挙手〕

**○議長（黒田芳弘君）**

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

市のほうから、地権者に対しての云々ということは、非常に裁判的には難しいだろうという思いがしております。市の名義の土地を市が開発することにおいて、何らとやかく言われる筋合いはなかろうかと思っておるわけなんです。その工事等において、異議申し立てがあるとするなら、その土地は私のものであるという権利を主張する市民のほうから行政に対して訴えを起こすのが本来の姿じゃないかというような思いがしておりますので、改めて市長にお伺いをいたします。

市長においては、過去の町長さんたちがやってきたこと、長屋の土地の一件も含めてですけども、過去の先輩の首長さんたちがやってきた行為において、何ら間違いはなかろうかという思いはしておりますけれども、今の答弁等を含めると、この雑木林を早く開発をして、広々とした運動場にして、生徒たちにすばらしい環境の中で運動等をしてもらうようになるのが、市長が常々言うておられる明るく安心するという教育をモットーとする市長の考え方じゃないかという思いがしておりますので、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

鏝本議員、5点目の質問でよろしいですか。

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、私への御質問でございますので、お答え申し上げたいと思います。

教育環境の整備という気持ちは、今鏝本議員がお話しいただいたとおりの気持ちを私も持っております。できるだけいい環境の中で、子どもたちが伸び伸びと学校の生活を送れるようにしていくのが市の責任であるというふうに思っておりますので、おっしゃるとおりだということです。ただ、先ほど総務部長からもるる経緯を説明いたしました。そしてまた、現時点で管理をしております教育委員会のほうも、そういうような経緯を踏まえて考えると、なかなか一筋縄ではいかないような当事者間に問題があるということのようでございます。

そういうことで、我々としてもできるだけ解決はしたいんですけども、両者間の食い違いというものを解決していかなきゃならないというふうに思っております。その手段として、先ほど来教育委員会事務局長のほうからお答えいたしておりますように、法的な形の解決ということも視野に入れながら、今後進めていかなきゃならないなあというふうに思っております。それと同時に、もし法的な問題になれば、この場でその方法をお答えするというのは差し控えたいなというふうに思っております。いずれにいたしましても、いい形で解決できればいいかなというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

### ○3番（鐔本規之君）

四十数年にわたって解決のできない問題を、1回の質問によって解決することは非常に難しいだろうと思っておりますけれども、私の思いの中としては非常に簡単なんです。市の名義のものは市のものであると。よって、市の意向によって有効に利用するのが、市民から預かった財産である、市の名義の土地というものは市民の財産なんです。その財産を有効に使うというのが市政の進む方向であろうというふうに思っておりますので、3月の予算の中に整備等の予算が組み込まれるように切にお願いをして、次の質問に移らせていただきます。

9月の一般質問でもいたしましたけれども、鹿やイノシシによる被害等について、改めて質問をいたします。

この本巢市の中に市政自民クラブというグループがありますけれども、その人たちが京丹後市というところに視察に行くと。目的が鳥獣害被害に対してということですので、何とか一緒に同行させていただきませんかというふうをお願いしたところ、快くどうぞということでしたので同行させてもらいました。そして、いろいろな質問等を先輩の議員たちがしておりましたけれども、それを隅のほうで聞かせてもらって、改めて担当の職員の方にいろいろとお伺いをしたところ、非常にびっくりするような説明等がありました。

その京丹後市というところは、本巢市と比べて面積が少し広いところなんです。人口も5万8,000ぐらいだったと思うんですけれども、そのぐらいの市なんですけれども、1年間に、鹿だけでいいますと4,000頭の鹿を処分している。早い話が殺しているということなんです。にもかかわらず、被害は年々拡大をしていくという説明でありました。私としては非常にびっくりしましたので、改めて、うちのほうの猟友会の人に聞いたところ、温暖化のせいかもしれませんけれども、鹿に至っては下のほうにおりてきて、餌がたくさんあるのか知りませんが、元気もりもりで、本来なら1年に一遍しかお産をしないものが2回子どもを産むというような形で、ネズミ算のごとく、どんどんとふえていきますよというような説明を受けました。

また、近年に至っては、私は見たこともないような熊が人様の住む地域まで来て、新聞等でも報道されております。本巢市においても同じようなことが報道されております。そういうような形において、これを解決するためにはどうしたらいいかなあという思いがしております。それを含めて、4点に分けて改めてお伺いをしていきますので、よろしくお伺いをいたします。

改めて、この本巢市において、鳥獣害に対する、熊はそんなになかろうかと思っておりますけれども、特に鹿とイノシシの被害と、よくわからないであろうけれども、どのぐらい鹿やイノシシが本巢市に生息しておるのかということ、わかる範囲内で結構ですので御説明をお願いいたします。

### ○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

### ○産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、御質問の被害の実態報告、また今後の被害予測について回答をさせていただきます。

本巢市における鳥獣被害の実態につきましては、6月議会の一般質問の中で、鹿、イノシシ、猿の増減について、及び鳥獣被害対策費用と農作物等の被害額において回答させていただいたところでございますが、被害額につきましては、平成25年度までの10年間の平均で1,060万円となり、平成25年度には1,790万円と年ごとに増加しているところでございます。その被害の実態としましては、市の南部ではカラス被害が最も多く、その被害額は630万円で、ヌートリア、ジャンボタニシと続き、市の北部では鹿による被害が最も多く、その被害額は420万円を超えると推測され、次いで猿220万円、イノシシ160万円と続いているものでございます。

また、今後の被害予測につきましては、市の北部におきまして、平成23年度より、国の鳥獣被害防止総合対策事業により防止柵の設置を行っておりまして、平成26年度までに20地区58カ所で総延長36.4キロの設置を行っております。そのかいもありまして、設置箇所における被害は減少するものの、設置されていないところへの被害が集中することも考えられ、全体的に被害を減少させるには個体数を減らす必要があると考えております。

そのことから、今年度より、猿の捕獲対策として大型囲いわなを設置し、捕獲の実績を得ていること、また猟期における捕獲事業であります個体数調整事業に係るニホンジカの捕獲事業の実施のため、予算を9月補正でお願いし、捕獲に当たることにより、有害獣の個体数減少を図ることとしておりまして、そのことによりまして被害の減少を期待しているところでございます。

先ほど御質問にございました生息数につきましては、生息数の実態調査というものを行っておりませんので、正確なことは申し上げられませんが、以上、答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

被害の金額等々というのは、被害届が出て初めて換算されるものであって、被害届が出ていないものにおいては加算されないだろうという思いがしております。というのは、農家の人から、私のところに苦情という、私は何せ苦情のよく来るところでございますけれども、苦情が結構来ます。農家の人としては、1年間丹精を込めてつくったものが、収穫どきになると、いただきますという鹿やイノシシが持っていってしまうということにおいては、非常にづらい思いがあるだろうというふうに思っております。

そういった中において、本巢市においては、鹿、またイノシシの捕獲量がもしわかれば、わかる範疇内で報告をしていただけると幸いだと思っております。

○議長（黒田芳弘君）

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

鹿でございますが、過去5年間をちょっと調べておりますので、御報告を申し上げます。

平成21年度から、18頭、22年度15頭、23年度8頭、24年度18頭、25年度17頭、今年度は11月末時

点で24頭、この数は有害の捕獲でとったものでございまして、通常の猟期の間にとられておるものとは違います。それからイノシシでございますが、平成21年度が36頭、平成22年度50頭、23年度20頭、24年度46頭、25年度43頭、26年度172頭でかなり多くなっております。通常、年間、鹿、イノシシ、猟友会からお聞きしておりますのは200頭ほどを処理されているというふうにお聞きしておりますところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今、聞いて、正直なことを言って、前にも聞いておりますからびっくりすることはないんですけども、演技としてはびっくりしたというような表現をしなければいけないかと思うんですけども、京丹後市のほうでは、年間に4,000頭の鹿を処理しているんですね。本巢市は200頭ということであるとするなら、そのことについての差にびっくりをしているわけなんです。到底被害が少なくなっていくということは想定できない。どんどんふえていくだろうという思いがしております。

2番目の質問に移っていきますけれども、京丹後市においては、いろいろな形で捕獲した鹿やイノシシの肉を有効的に利用しようということで、私も買ってきたんですけど、ぼたんカレーだとか、鹿もみじカレーだとか、こんなようなものを売っておりました。これは1つ500円で売っておるんで、結構高いなあと思っておったんですけども、食べてみたら非常においしゅうございます。何なら後で市長にプレゼントしますので。一応500円ですので、念のため。

こういうような形で、結構肉を利用しているんですね。利用することによって、捕獲をどんどん促進させていくというような形をとっておるということなんです。この本巢市においてもそういうような考え方があるのか否かお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

捕獲した鹿、イノシシの有効利用につきまして回答させていただきます。

本巢市内で捕獲された鹿、イノシシの処理の現状につきましては、猟友会にお願いして、先ほども申し上げましたが、鹿、イノシシ、年間各200頭ほどを捕獲し、その約3分の1程度が埋設の処理をされ、残りの捕獲獣につきましては解体され、一部食肉等として利用されております現状でございます。

捕獲等を依頼している猟友会員が高齢化し、減少していく状況下で、特に鹿、イノシシの成獣は40キロを超え、体も大きく、そのまま埋設することは多大な労力を必要とすること、また埋設場所の確保も含め、困難となってきており、猟友会でもその対応に苦慮されているため、有効利用を図ることができれば、有害鳥獣捕獲や個体数調整事業が積極的に行うことができると考えられます。

今後は、有害鳥獣捕獲等の依頼に対し、確実に対応していただくためにも、有効利用の方法を検討していく必要があると考えております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

猟友会においても、せっかくいただいた鹿やイノシシの命を有効に利用させてもらおうという動きが活発に今になってきております。他の市町村においても、そういう動きが活発になってきております。当然、本巢市においても、そういう施設を市としてつくったらどうかなあという思いがしておりますので、改めてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

先ほどお答えしました中に、有効利用できる施設があれば、有害の捕獲事業もスムーズに進んでいくというようなことをお答えさせていただきましたが、私どももそういう施設が欲しいというふうに考えてはおりますが、今後の計画の中で、予算対応とかも必要になってまいりますので、市として内部でも相談しながら、皆様にも御意見をお聞きしながら進めていきたいというふうに考えております。

[3番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今、そういう施設を市としてつくりたいという方向性のことを聞きました。そこで、あえてお伺いをいたします。3番に移ります。

そういう施設をつくるのには、視察に行ったところによりますと、5年前、その当時につくった施設では到底賄い切れませんよというのは、常識を外れたような形のものが必要ですよということなんです。アドバイスをいただきましたのは、熟成庫という、とった肉を1週間ぐらい8度ぐらいの温度で寝させておくことによって肉が非常においしくなるというような形を聞いております。その熟成庫を非常に小さくつくってしまったことによって、いただいた命を無駄に処理していると。もう少しそのところを大きくつくったほうがいいですよというようなアドバイス。

また、加工場の中において、薫製にしたり、カレーをつくったり、どうのこうのというような施設、ハム、ソーセージをつくったりしたほうがいいじゃないかという施設も一緒につくること。また、独自の販売網ということと、独自の販売店というものも必要であるよというようなアドバイスをいただきましたけれども、そういうものについてつくると仮定した場合、国・県等における補助金等がどのようになされるのか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

御質問の鹿、イノシシの処分場、解体加工場、販売所等についての国・県からの支援についてでございますが、捕獲された鹿、イノシシの処分場、解体加工場、販売所等につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金により、処分場及び処理・加工施設の整備を行う場合、施設整備に係る上限単価に必要な最小限の補助対象の施設面積を乗じた額の2分の1以内の支援を受けられるものでございます。

この交付金事業は国庫補助事業であり、費用対効果が求められることとなりますが、市はこの交付金で有害防止柵の設置を進めている関係で、鳥獣被害の減少を費用対効果に上げることはできないものでございます。この事業における効果としましては、捕獲による処理経費の軽減や処理・加工によって得られる販売等の地域資源加工効果などを検討する必要があります。そのような効果を見出せる施設整備が計画できるのであれば、国・県の支援も受けられるものと考えております。

また、県にこの事業の状況を伺いましたところ、国では、平成26年度補正予算にて該当施設の整備に係る予算措置が検討されておりまして、通常、県ごとの枠配分予算が要望市町村ごとの配分となり、優先配分を受けられる可能性が大きいこと、さらに箱物に関しては、全国的に要望も少ないことから、支援を受けられる可能性が大きいともお聞きしておりますことから、支援の現実味はあるというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

今、部長さんのほうから、いろいろな形の支援が得られるのではないかとというような答弁をいただきました。

それを踏まえて、4番目に移ります。

これをつくるかつくらないかの判断は、市長さんの考え方一つかと思っております。多分、つくるとすると、鹿やイノシシに非常に嫌われるのじゃないかなあという思いはしますけれども、市民の方の思いとしてはつくっていただきたいなあというのが本音ではないかという思いがしておりますので、そういうことを踏まえて、市長さんにおいては、県・国等において働きかけをしていただいて、何とか前向きな施設ができるようにという思いをしておりますので、市長さんの考えをお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、鳥獣害被害対策につきましての今後の対応、方向性ということは市民の熱い思いもあるというお話でございます。それにつきまして、お答えを申し上げたいと思います。

先ほど来、産業建設部長がお話をしておりますので、少し重複をいたしますけれども、お答えを申し上げたいというふうに思っております。

有害鳥獣による被害を減少させるというためには、先ほど来お話ししておりますように、被害防止柵等のそういった防御策というのも当然やらなきゃなりませんけれども、それにあわせて、やはり何といても、先ほど来お話がありますように、個体数を減らすということが必要であるというふうに考えております。主に、そういった個体数の減少をしていくためには、先ほど産業建設部長がお答えいたしておりますように、有害鳥獣の捕獲が積極的に行われるような手だてを考えていく必要があるということでもございます。

猟友会といろいろお話ししていても、捕まえても処分するところがないとか、解体するところがない、なかなかそういうのを埋める場所もないというようなことで、個体数を減少することはなかなか難しいと。そのためには、やっぱりそれを解体する施設だとか、それを処分する施設がないとなかなか難しいよというお話もお聞きいたしております、個体数の減少を図るというには、こうした処分施設、解体加工場の整備というのは有効な手段であるというふうに思っております。

6月議会でもお答えをさせていただきましたけれども、こういったものをつくるときに、幾つかの要件を満たす必要があるということでもあります。何といてもまず最初に、地域住民、その近くの方々、施設をつくるにしても、そういった近い方々の理解を得ること、もちろん被害を受けている方々の理解も当然いただきながらやっていかなきゃならないということ。それから、こういった施設でありますので、食品衛生法に基づく営業許可、売ったりなんかしようとする、どうしてもそういう営業許可、それから加工品を製造しようとする、製造業の許可というようなことも必要になってまいります。

また、あわせて、そういったものを経営としてやろうとすると、販売のほうもまた大変重要な案件となります。こういった案件をクリアする必要があるというようなことも、さきの6月議会のときにもお話をさせていただいておりますけれども、こういった条件の一つはクリアしていく必要があるということもございます。

また、あわせて、先ほど来お話に出ておりますように、これをつくろうとしますと一定のお金が必要になります。整備費の確保というのも問題になってまいりますけれども、先ほど産業建設部長が県等々へのお話をお聞きしたところによりますと、国において、平成26年度の補正予算、こういったものに対する予算措置というのも検討されておるというようなことで、また支援の対象にもなるということもお聞きをいたしておりますので、こうしたように、整備費のほうも国等の支援が整いつつあるということもございますので、この課題については、徐々にクリアされるかなというふうに思っております。

残りは、建設から販売からまでの要件ということで、特に問題になっておりますような食品衛生法、それから製造業の許可、また販売の計画といったものが策定されるということであれば、適切な規模の施設整備に対して、市としても積極的に関与して、また御支援、御協力をしっかりとしていきたいというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

何にしても、考え方を変えて、個体数を減らすということが最大の解決方法だろうと思っております。ただ、何にしても、物事をつくるにおいては、お金のかかることであります。また、知恵も要るわけなんですね。当然、官は官としての知恵を出してもらい、民は民としての知恵を出してもらい、商人は商人の知恵を出してもらって、いろんな知恵の総合によってこういう施設ができて、利益の上がるようになればベリーグーじゃないかなあという思いをしております。

今、選挙の真っ最中でありますので、国において、選挙が終わった段階において、東京のほうに陳情に行って、ふるさと創生論という何らかの形で、そういうものに対しての支援がいただけないかということ、同士の議員ともども東京のほうまで足を運び、何度も何度も行ってお願いをしようと思っております。過去においても、そのようなことを何度も陳情に行っております。私の感覚としては、かなりいただけるのではないかなあという思いをしておりますので、どうか市長さんにおかれましては、来年の3月の本予算の中において、そういうものに対しての予算が組み込まれるようお願いをして、私の一般質問を終わりとします。どうもありがとうございました。

---

#### 散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

12月18日木曜日午前9時から本会議を開催いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

